明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

4　第三十九条の十七第六項及び第七項の規定は、前項において部分対象外国関係会社が一の連結法人等によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかを判定する場合について準用する。

第三十九条の百十七第二項第一号を次のように改める。

一　前項の所得の金額は、第三十九条の十七の二第二項第一号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額とする。

第三十九条の百十七第二項第二号中「の額（」を「（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。）の額（」に、「法令」を「外国法人税に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令）」に、「前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課されるもの」を「第三十九条の十七の二第二項第二号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定めるもの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　前項の所得の金額がない場合又は欠損の金額となる場合には、同項に規定する割合は、第三十九条の十七の二第二項第四号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める割合とする。

第三十九条の百十七の二第二十八項中「、零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「（法第四十条の四第六項各号列記以外の部分又は第六十六条の六第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社を含む。）」を「、法第四十条の四第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）又は法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）」に、「の合計額が」を「の合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に、「第三十九条の十七の三第二十八項」を「第三十九条の十七の三第三十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第九項から第十二項まで」を「第十一項から第十四項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十項及び第二十一項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第一号中「貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号中「第二条第十二号の二」を「第二条第一項第十二号の二」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「いう」を「いい、個人を除く」に改め、同号ロ中「第三十九条の百十四の二第十四項第一号」を「第三十九条の百十四の二第十五項第一号」に、「第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分」を「第六十八条の九十第二項第六号」に、「限る」を「限るものとし、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く」に改め、同項第三号中「第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分」を「第六十八条の九十第二項第六号」に、「が当該」を「（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）が当該」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「金額」の下に「及び財務省令で定める金額」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「同条第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう」を「同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く」に、「第八項第三号」を「第十項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十八条の九十第六項に規定する政令で定める日は、清算外国金融子会社等（同項に規定する清算外国金融子会社等をいう。次項及び第三十項において同じ。）の残余財産の確定の日と特定日（同条第六項に規定する該当しないこととなつた日をいう。次項において同じ。）以後五年を経過する日とのいずれか早い日とする。

2　法第六十八条の九十第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度（同項に規定する特定清算事業年度をいう。第三十項において同じ。）に係る同条第六項第一号から第七号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（特定日の前日に有していた資産若しくは負債又は特定日前に締結した契約に基づく取引に係るものに限る。）の合計額とする。

第三十九条の百十七の三第九項中「第三十九条の十七の四第九項」を「第三十九条の十七の四第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「同号の一の連結法人」を「同条第一項各号に掲げる連結法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「の一の連結法人」を「の一の連結法人等」に、「一の連結法人の有する」を「一の連結法人等の有する」に、「一の連結法人の当該」を「一の連結法人等の当該」に改め、「当該一の連結法人の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　前項に規定する間接保有株式等保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一　部分対象外国関係会社の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）である外国法人の発行済株式等の全部が一の連結法人等によつて保有されている場合　当該株主等である外国法人の有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である外国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　部分対象外国関係会社の株主等である外国法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である外国法人を除く。）と一の連結法人等との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の外国法人（以下この号において「出資関連外国法人」という。）が介在している場合（出資関連外国法人及び当該株主等である外国法人がそれぞれその発行済株式等の全部を一の連結法人等又は出資関連外国法人（その発行済株式等の全部が一の連結法人等又は他の出資関連外国法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）　当該株主等である外国法人の有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である外国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

第三十九条の百十七の三第二項中「一の連結法人」の下に「及び当該一の連結法人との間に同号に規定する特定資本関係のある内国法人（次項及び第六項において「一の連結法人等」という。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第六十八条の九十第六項第一号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一　二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係

二　二の法人が同一の者によつてそれぞれその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）